

鳥取市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第27号

鳥取市税条例等の一部を改正する条例

(鳥取市税条例の一部改正)

第1条 鳥取市税条例(昭和25年鳥取市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第45条の2の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第45条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1
とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1
とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第17項を同条第19項とし、同条第16項の次に次の2項を
加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1

とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第21条の3に次の2項を加える。

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(鳥取市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取市税条例等の一部を改正する条例(平成26年鳥取市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第71条及び新条例」を「鳥取市税条例第71条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第71条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第71条第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	5,500円
第71条第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	7,200円
第71条第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	3,000円
第71条第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第71条	鳥取市税条例等の一部を改正する条例(平成26年鳥取市条例第20号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第4条第5項の規定により読み替えて適用される第71条

附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則 第4条第5項の規定によ り読み替えて適用される 第71条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) a(a)の項	第2号ア(ウ) a(a)	平成26年改正条例附則 第4条第5項の規定によ り読み替えて適用される 第71条第2号ア(ウ) a(a)
	6,900円	5,500円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) a(b)の項	第2号ア(ウ) a(b)	平成26年改正条例附則 第4条第5項の規定によ り読み替えて適用される 第71条第2号ア(ウ) a(b)
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) b(a)の項	第2号ア(ウ) b(a)	平成26年改正条例附則 第4条第5項の規定によ り読み替えて適用される 第71条第2号ア(ウ) b(a)
	3,800円	3,000円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) b(b)の項	第2号ア(ウ) b(b)	平成26年改正条例附則 第4条第5項の規定によ り読み替えて適用される 第71条第2号ア(ウ) b(b)
	5,000円	4,000円

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31

年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(3) 第1条中鳥取市税条例附則第10条の2第16項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。）及び附則第21条の3に2項を加える改正規定（同条第4項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

2 第1条の規定による改正後の鳥取市税条例（以下「新条例」という。）第45条の3、新条例附則第10条の2第17項及び新条例附則第21条の3第3項並びに附則第3条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第45条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。